

山小屋感染症対策緊急支援事業費補助金Q & A

【補助対象者について】

- Q 1 県外に本社を置き、県内に山小屋がある事業者は対象となりますか。
 A 1 富山県内の中部山岳国立公園内にある山小屋を営んでいる事業者である場合は対象となります。

【補助対象事業について】

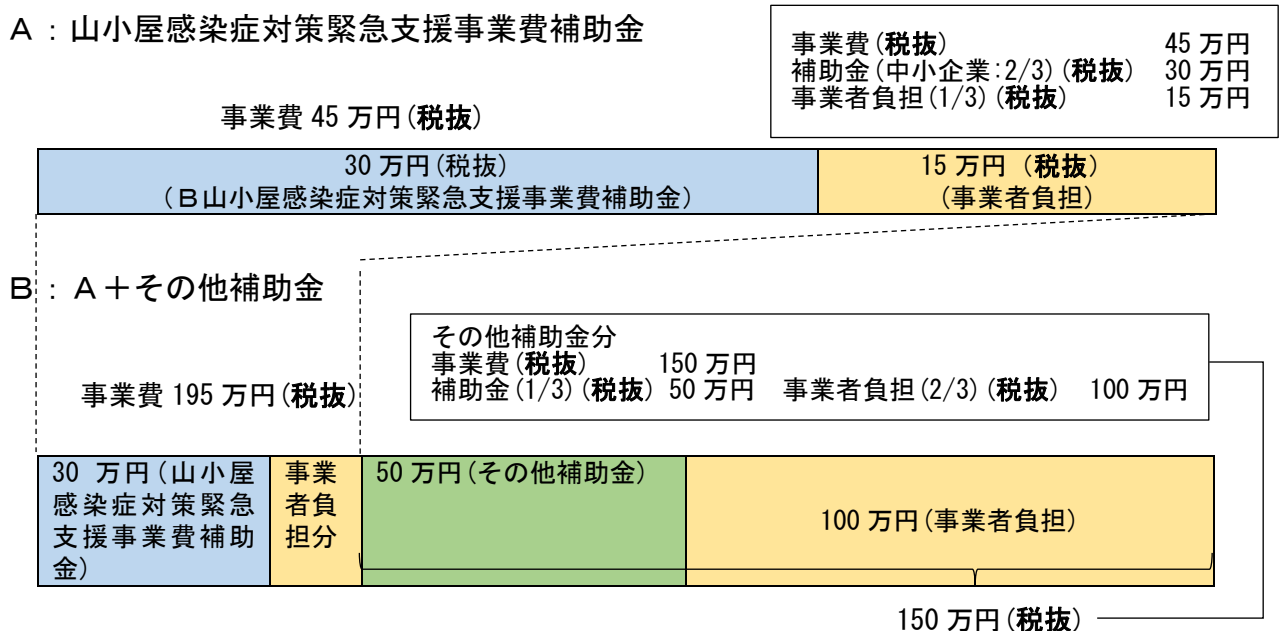
- Q 2-1 2月15日以降に実施した事業が対象とのことですが、2月15日より前に購入費用を支払った備品を2月15日以降に事業で活用する場合、この備品の購入費用は補助対象になりますか。
 A 2-1 対象になりません。2月15日～7月31日の補助対象期間内に支出している必要があります。なお、実績報告時に補助対象期間に支出していることがわかる領収書などの提出が必要となります。
- Q 2-2 同じ事業について、国や県の他の補助金を活用している事業は申請できますか。
 A 2-2 この補助金は、国や県等の他の補助金も活用し、補助金の二重交付となる場合は活用できません。

補助金の二重交付とは・・・
 各補助金で定められている補助率を上回って補助金が交付され、事業者負担部分が減少している状況を指します。(例：補助率2/3の場合、事業者負担は1/3、この額が減少する場合は、別の補助金と二重に交付されていることとなり、同時に活用できません。)

他の補助金を活用している場合は、事業の実施にあたって、事業費をそれぞれ明確に区分し、別々の事業として管理してください。また、請求書等の経理を分けてください。

なお、請求額を区分できない場合は金額の内訳を追記するなど、経費を明確に分割して記載してください。(例：請求額100万円のうち、山小屋感染症対策緊急支援事業費補助金の補助対象経費は30万円 等)

(参考図)



事業費を棲み分け、重複していなければ、補助金の二重交付にならないため、同時に活用可能。

C：一つの設備の導入について、

山小屋感染症対策緊急支援事業費補助金と他の補助金を活用する場合

補助対象事業費
95万円(税抜)

・山小屋感染症対策緊急支援事業費補助金	
事業費(税抜)	45万円
補助金(2/3)(税抜)	30万円
事業者負担(1/3)(税抜)	15万円
・他の補助金	
事業費(税抜)	50万円
補助金(1/2)(税抜)	25万円
事業者負担(1/2)(税抜)	25万円

30万円(山小屋感染症対策緊急支援事業費補助金)	15万円 (事業者負担分)	25万円 (他の補助金)	25万円 (事業者負担)
--------------------------	------------------	-----------------	-----------------

45万円(税抜)補助率2/3

50万円(税抜)補助率1/2

それぞれの補助金において事業者負担が減少していないため、二重交付とならない。

Q2-3 補助対象経費や補助金申請額は必ず税抜でなければなりませんか。

A2-3 必ず「消費税及び地方消費税額」を除いた税抜額で記載してください※。
また、補助金の交付決定後、補助対象事業費が30%以上変動する場合は、変更申請が必要となりますので、精査のうえ提出してください。

※ 補助金については、事業者の収入として消費税法上不課税(課税対象外)取引に該当し、確定申告の際に補助事業における仕入に課される「消費税及び地方消費税額」について、その控除税額の還付を受けることも可能となります。この場合、実質的に補助金の二重交付となるため、この補助事業では、仕入に課される「消費税及び地方消費税額」を含む補助事業において課される全ての「消費税及び地方消費税額」を補助対象外経費として扱うこととします。

Q2-4 机や棚、食器などの備品も対象となりますか。

A2-4 環境改善など補助事業の実施に必要なと認められるものに限り対象となります

Q2-5 保証料(購入店舗で追加料金を支払い保証期間の延長をする場合)は対象となりますか。

A2-5 保証料は対象なりません。

Q2-6 マスクや消毒液などの感染症対策に係る消耗品も対象となるとのことだが、補助対象となる具体例を教えてください。自ら使用する分も対象となるのか。

A2-6 例えば、従業員が使用するマスク、消毒液の設置など、事業を行ううえで必要と認められる場合に限り対象となります。事業以外での自己使用や転売、販売を目的としたものについては対象なりません。

Q2-7 空気清浄機機能付きエアコンの購入は助成の対象となりますか。

A2-7 汎用性の高い生活家電等の購入については対象なりません。よって、空気清浄機機能が付いたものであってもエアコンは対象外です。ただし、感染症対策のための換気システムの導入等は対象となります。

Q 2-8 従業員食堂（社員食堂）において、従業員の感染防止の視点から設備の整備をする場合は、助成の対象となりますか。

A 2-8 対象となります。

Q 2-9 補助対象外経費に人件費とありますが、事業の実施にあたって臨時雇用した場合の人件費は対象になりますか。

A 2-9 事業の実施に必要な臨時雇用に係る人件費は対象となります。経費区分上は雑役務費として整理してください。常時雇用者は対象となりません。

Q 2-10 人材派遣に係る紹介手数料や、事業実施のための専門家への相談料やコンサルタント費用等は対象となりますか。

A 2-10 事業実施にあたって必要不可欠と認められるもの（事業に対するアドバイザーに払う費用等）については、審査のうえ対象とします。人材派遣に係る紹介手数料については対象となりません。また、募集要領 10 頁にもあるとおり、税務申告書、決算書等作成のために公認会計士等に払う費用や、訴訟等のための弁護士費用、補助金交付申請書等の書類作成に係る費用は対象となりませんのでご注意ください。

Q 2-11 中古商品は対象経費として例外なく認められないのでしょうか。

A 2-11 事業に必要であり、市場価格と比較して、価格設定が適正であると判断できるものについては、対象とします。

【補助金の支払いについて】

Q 3-1 概算払いが認められるのはどんな場合ですか。

Q 3-1 事業実施にあたって、支出時期が明確であり、かつ差し迫っている場合について、必要性を審査したうえ、1/2 以内の概算払いを判断します。残額については事業が完了した時点で、実績報告書を速やかにご提出いただければ、検査のうえ認められたものについて、支払い手続きを進めることができますので、可能な限り速やかに実績報告書の提出をお願いいたします。

【その他】

Q 4-1 事業で整備した設備や購入した備品などの取得財産は、いつまで保存しておく必要がありますか。

A 4-1 取得財産等については、下記の処分制限期間において、取得財産等管理台帳を（様式第 7 号）を整備保管するとともに、当該取得財産等に取得年度及び補助金の名称を記載した標章を貼付して管理しなければなりません。

ア 減価償却資産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数又は補助事業の完了の日から 10 年のいずれか短い期間

イ モバイル PC やタブレット端末など汎用性が高い備品等については、アの規定にかかわらず事業が完了した日から 5 年

Q 4-2 支払い関係書類（請求書等）はいつまで保管する必要がありますか。

Q 4-2 支払い関係書類等は、事業終了後 5 年間保管する必要があります。

Q 4-3 実績報告時に提出する写真はどのようなものを撮影すればよいですか。

A 4-3 事業で購入した備品の設置前後や、工事の前後の写真を提出してください。